

専門学校桑沢デザイン研究所 ハラスメント防止等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、専門学校桑沢デザイン研究所（以下「本校」という。）のすべての学生及び教職員・派遣労働者（以下「教職員等」という。）が個人として尊重され、人権を阻害されることなく適正な環境のもとで修学、就業する権利が保障されるよう、ハラスメントの防止とその対策等について必要な事項を定め、もって、すべてのハラスメントに関する相談、苦情の申し出、申し立て又は通報（以下「ハラスメント相談等」という。）に対し本校が真摯かつ誠実に対応し、事案の性質や客観的状況に応じた適切な手続きを採ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における学生とは、本科学生、附帯教育受講生、別科受講生、聴講生等、本校で学ぶ立場にあるすべての者をいうものとする。

2 この規程における教職員等とは、本校に在職するすべての教育職員（専任・非常勤を問わず、業務委託契約に基づく者も含む）、事務職員、技術職員、労務職員のほか、派遣労働者をいうものとする。

3 この規程における行為者とは、ハラスメントに該当する言動を行った又は行っている疑いがあるとして、ハラスメント相談等の対象となっている者をいうものとする。

4 この規程におけるハラスメントとは、次の各号のとおりとする。

(1) セクシュアル・ハラスメントとは、修学、教育・研究、就業上の関係を利用して、行為者の意図にかかわらず、相手の意に反する性的な言動が行われ、それによって不利益を受けるもの又は修学や教育・研究、就業の環境が害されるものをいう。

(2) 就業上のパワー・ハラスメントとは、教職員等に対して職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③教職員等の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。

(3) アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上優越的な地位にある者が教育・研究上必要かつ相当な範囲を超えて行う不適切な言動、指導によって相手方の修学・研究意欲や修学・研究環境が害されるものをいう。

(4) マタニティ・ハラスメントとは、妊娠・出産・育児若しくはこれらを理由とする休業・短時間勤務・休学等の利用に関する行為者の言動により、妊娠・出産した者、育児をする者、上記休業等を申出・取得した者（本号では女性に限る）の就業・修学環境が害されるものをいう。

(5) パタニティ・ハラスメントとは、育児若しくは育児を理由とする休業・短時間勤務・休学等の利用に関する行為者の言動により、育児をする者、上記休業等を申出・取得した者（本号では男性に限る）の就業・修学環境が害されるものをいう。

(6) ケア・ハラスメントとは、介護若しくは介護を理由とする休業・短時間勤務等の利用に関する行為者の言動により、介護をする教職員等、上記休業等を申出・取得した教職員等の就業環境が害されるものをいう。

(7) 第1号から第6号に掲げるもののほか、社会通念上ハラスメントとみなされる言動。

(ハラスメント防止・対策委員会)

第 3 条 第1条の目的を実現するため、本校に、ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 所長が指名する者 2名から4名

3 前項の委員長については、所長が指名する。

4 委員長は、第2項第2号の委員より副委員長1名を指名する。副委員長は委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理して行う。

5 第2項第2号の委員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

7 第2項第2号の委員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第 4 条 委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教職員等及び学生らに対し、ハラスメントの防止に関する啓発及び研修を行い、その周知徹底を図ること。
- (2) ハラスメント相談等を受け付ける複数の相談窓口を設けるほか、ハラスメント相談等に迅速に対処できる体制を整備すること。
- (3) ハラスメント相談等に対し、この規程の定めるところにより、被害者救済と早期解決に努めること。

(委員会の開催)

- 第 5 条 委員長は、前条第 1 号及び第 2 号について審議するため定期的に委員会を開催する。
- 2 委員長は、前条第 3 号に基づきハラスメントに関する事案の発生に応じて臨時に委員会を開催することができる。
 - 3 委員長は、委員総数の2分の1以上の委員から付議すべき事項を示して委員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から起算して14日以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 委員会の審議には、委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数をもって決する。

(調査委員候補者)

- 第 6 条 委員会は、ハラスメント相談等にかかる事実調査を行う者として、調査委員候補者を選出する。
- 2 調査委員候補者は、専任の教職員のうち、男性・女性それぞれ2名以上を含む8名以上15名以内とする。
 - 3 前項の調査委員候補者の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 調査委員候補者が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ハラスメント相談等への対応)

- 第 7 条 ハラスメント相談等の窓口は、次の各号のとおりとする（ハラスメント相談等をした者を以下「相談者」という。）。
- (1) 学生又は学生であった者からの相談等については、教務学生課をその窓口とする。
 - (2) 教職員等又は教職員等であった者からの相談等については、庶務課をその窓口とする。
 - (3) すべての学生及び教職員等は、教務学生課が所管するカウンセリング相談室において相談等を行うことができる。
 - (4) すべての学生及び教職員等（これらであった者も含む。）は、専任の教職員に相談等を行うことができる。
- 2 ハラスメント相談等は、匿名で行うことができる。ただし、匿名による場合は、事実を確認できる資料の提出があったときであっても、事実関係の調査及び具体的な救済措置の実施の全部又は一部を行うことが不可能であると委員長が認めるときは、これらを行わないことができる。
 - 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の相談窓口は、相談者の希望に応じて同性の職員が対応できるよう、男性・女性職員の適正配置に努めるものとする。学内の体制により対応が困難な場合は、外部相談窓口を案内する等の配慮を行う。
 - 4 第 1 項第 3 号に定める相談等を受け付けた者は、第 1 項第 1 号又は第 2 号の相談窓口に報告し、その内容によって連携して対応する。
 - 5 第 1 項第 4 号に定める相談等を受け付けた者は、第 1 項第 1 号又は第 2 号の相談窓口に報告し、その指示に従う。
 - 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める相談窓口は、受け付けた相談等について誠実かつ適切な対応を行うとともに、直ちに委員長に報告する。

(事前協議の対象)

- 第 8 条 前条第 6 項の報告を受けた委員長は、ハラスメント相談等のうち、次の各号をいずれも満たすものについて、事前協議（次条に定めるものをいう。）を行う。
- (1) 相談者が、学生又は教職員等（これらであった者も含む。）であること。
 - (2) ハラスメントの発生時期が次のいずれかに該当すること。
 - ア 本校に在学中又は在職中に発生したハラスメント。
 - イ 卒業・修了・退学・離職等により本校を離籍した日（以下「離籍日」という。）の属する月の末日までに発生したハラスメント。
 - (3) ハラスメント相談等が次の期間内にされたものであること。
 - (始期) ハラスメントが発生した日
 - (終期) 離籍日の属する月の翌月1日から起算して5年が経過した日
- 2 前項にかかわらず、ハラスメント相談等の内容が重大なハラスメントに該当する可能性が高いと委員長が判断したときは、委員長は、ただちに所長に報告し、報告を受けた所長は、ただちに理事

長に報告しなければならない。

- 3 第1項にかかわらず、前項の報告を受けた所長が特段の事情があると判断したときは、所長は当該のハラスメント相談等を事前協議の対象とするよう委員長に指示することができる。

（事前協議の手続き）

- 第9条 委員長は、前条の定めるところにより事前協議の対象となるべきハラスメント相談等に対し、第7条第6項の報告を受けた日から原則7日以内に、副委員長並びに第3条第2項第2号に定める委員の中から委員長が必要と認めた者又は委員全員と、その対応について協議する（以下「事前協議」という。）。
- 2 委員長が必要と認めた場合、委員以外の教職員等を事前協議に参加させることができる。
- 3 委員長は、第7条第6項の報告による場合でなくても、事前協議が必要であると認めた場合には、前二項に規定する者らとの間で事前協議を行うことができる。
- 4 委員長は、事前協議の前であっても、必要に応じて、当事者間の接触の制限等、ハラスメント被害の拡大を防止するための緊急措置を講じることができる。この場合において、委員長は速やかにその旨を所長に報告しなければならない。
- 5 事前協議に当たり、委員長は、当事者のプライバシーに十分に配慮し、関係部署・委員会等と情報を共有し、適切に連携を図るものとする。
- 6 委員長は、相談等のあった日から原則20日以内に、事前協議した内容の概要について相談者（相談者がハラスメント被害者に当たると判断される場合に限る）に通知するよう努めるものとする。

（緊急調査の手続き）

- 第10条 委員長は、事前協議における検討を行うため、委員長が必要と判断した者とともに、事実関係の緊急調査を行うことができる。
- 2 緊急調査において、委員長は、教職員等や学生のほか、委員長が必要と判断する者に協力を求め、事実関係に関する資料等の確認、ヒアリングその他必要な調査を行うことができる。

（事前協議に基づく解決）

- 第11条 事前協議の結果、相談等の内容について第2条第4項所定のハラスメントに該当しないことが明らかであると委員長が判断した場合や、相談等の内容について相談者の事実誤認であることが明らかであると委員長が判断した場合には、委員長はその旨を相談者に伝え、ハラスメント相談等への対応を終了することができる。ただし、この場合、委員長は予め委員全員と所長の同意を得なければならない。
- 2 相談等の内容が相談者自身のハラスメント被害に関するものであり、事前協議に基づき委員長が問題解決のために提案した措置に相談者が同意した場合、委員長は当該措置の実現をもってハラスメント相談等への対応を終了することができる。

（調査による解決）

- 第12条 委員長は、事前協議の結果、調査による解決を図る必要があると判断した場合、ハラスメントに関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 前条第2項に定める問題解決のための措置の提案の結果、相談者が同意しない場合で、調査による解決を図る必要があると委員長が判断した場合も、前項と同様とする。
- 3 委員長は、第1項及び第2項に定める調査の必要性を公正かつ誠実に検討するものとし、調査を不要と判断する場合には、委員全員と所長の同意を得なければならない。なお、調査を不要とした場合であっても、所長の具申により理事長が必要と認める場合には、「学校法人桑沢学園 職員賞罰規程」（以下「職員賞罰規程」という。）に基づく懲戒の手続きを行うことができる。
- 4 第1項・第2項に定める調査委員会については、次の各号の通りとする。
 - （1）調査委員会は、原則として男性・女性それぞれ1名以上を含めた3名以上5名以内の委員で構成するものとし、委員会はうち1名を調査委員会委員長に指名する。
 - （2）調査委員会委員は、調査委員候補者より委員会が選出した者のほか、委員会が必要と判断した場合には、弁護士や医師等の外部有識者に委託することができる。
- 5 調査委員会は、当事者及び関係者から公正に事情聴取したうえで、ハラスメントの有無について判断する。
- 6 相談者ならびに行行為者、学生、教職員等は、調査委員会に協力を求められたときは、当該調査に誠意をもって協力しなければならない。正当な理由なく調査委員会による調査に協力しない場合や、調査委員会による公正中立な判断を意図的に妨害する場合、調査委員会の指示に従わない場合など、適正な調査活動の継続を困難にする行為があったものと調査委員会が認めたときには、調査委員会の判断において当該の事情を斟酌し、あるいは、それ以上の調査を打ち切ることができる。

- 7 調査委員会委員長は、委員長からの調査の委任があった日から起算して原則として90日以内に調査の経緯と結果を報告書にまとめ、委員長に提出する。ただし、やむを得ない事情により期限内に調査結果を提出できない場合、調査委員会委員長は委員長に中間報告書を提出し、調査について指示を受けなければならない。
- 8 意図的に虚偽の通報や証言を行ったことが判明した場合、調査委員会はその事実関係についても調査の対象とし、その調査結果を委員長に提出する。
- 9 委員長は、第7項及び第8項の報告書を受領後、速やかに委員会に報告する。

(第三者機関への調査委任)

- 第13条 委員長は、第9条に定める事前協議の結果、事案の性質上必要と認めるときは、予め所長の同意を得て、当該調査を前条第1項又は第2項の調査委員会ではなく専門家で構成される第三者機関に委任することができる。
- 2 第三者機関は、原則として男性・女性それぞれ1名以上を含めた2名以上5名以内のチーム（以下「調査チーム」という。）を構成するものとする。
 - 3 前条第3項及び第5項から第9項までの規定は、調査チームに準用する。

(調査の結果の取扱い・措置)

- 第14条 委員会は、調査委員会又は調査チームからの報告に基づき、ハラスメント相談等に対して採るべき措置を判断し所長に提案する。措置の内容に懲戒処分を含む場合、懲戒処分の内容もあわせて提案する。
- 2 前項の提案に、教職員への懲戒処分が含まれる場合、所長は理事長にその旨を具申し、理事長は「学校法人桑沢学園 職員賞罰規程」に基づき処分を決定する。
 - 3 第1項の提案に、学生への懲戒処分が含まれる場合、所長は学生委員会の意見を聴き、「専門学校桑沢デザイン研究所 学生の懲戒に関する規程」に基づき処分を決定する。
 - 4 所長は、第2項又は第3項による懲戒処分を行う場合にはその内容を、行わない場合はその旨を、委員会に報告する。
 - 5 委員会は、前項の報告内容、及びハラスメント相談等への対応の終了を相談者（相談者がハラスメントの被害者である場合に限り）に通知する。
 - 6 意図的に虚偽の申し立てや証言を行ったことが判明した場合、前項までに準じて取扱う。

(プライバシーの保護)

- 第15条 ハラスメント相談等に関する対応に当たっては、当事者及び関係者の名誉と人権を十分に尊重するとともに、二次被害を防止する観点からも、プライバシーの保護に努めなくてはならない。
- 2 ハラスメント相談等に関する業務に携わった者は、その過程で知り得た内容について在任中のみならず退任後もこれを漏洩してはならない。

(当事者の除外)

- 第16条 委員会委員、相談窓口、及び調査委員会委員その他ハラスメント相談等の対応を行う者（以下「対応者」という。）が当該事案の当事者であるときは、それらの者は、対応者となることはできない。
- 2 前項の規定は、当該事案終了後の当事者には適用しない。ただし、委員長（委員長が当事者である場合には副委員長）が特に必要と認める場合には、この限りではない。

(不利益取扱い・報復的行為の禁止)

- 第17条 何人も正当にハラスメント相談等をした者及びハラスメント相談等に正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益取扱い又は報復的行為をしてはならない。

(法人事務部職員への準用)

- 第18条 法人事務部に所属する職員のうち「専門学校桑沢デザイン研究所学則」第3条に定める所在地を勤務地とする者については、本規程を準用する。

(規程に基づく対応に関するハラスメントの相談等の扱い)

- 第19条 第7条第1項に基づく相談等（以下「相談甲」という。）について、この規程に基づいて行う事前協議、緊急調査、調査委員会による調査、調査チームによる調査等における対応自体がハラスメントであるとする旨の相談等（以下「相談乙」という。）は、独立の相談等とは扱わない。
- 2 相談乙のハラスメント該当性は、相談甲の手続きのなかで、委員長が判断する。

(所管)

第 2 0 条 この規程に関する事務は、庶務課が所管する。

(改廃)

第 2 1 条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴いて、所長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年10月 1日から改正・施行する。
- 3 この規程は、平成29年 4月 1日から改正・施行する。
- 4 この規程は、令和 2年 4月 1日から改正・施行する。
- 5 この規程は、令和 4年 4月 1日から改正・施行する。
- 6 この規程は、令和 7年4月1日から改正・施行する。
- 7 この規程は、2026年8月1日から改正・施行する。この規程の改正に伴い、「桑沢デザイン研究所
ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」は廃止する。